

入札説明書

1 入札方式等

本事業は、一般競争入札（WTO対象）の公告（以下「入札公告」という。）に掲げる条件を満たしている自主結成による共同企業体（以下「共同企業体」という。）を含む応募事業者グループによる入札であり、技術提案と入札価格により落札者を選定する総合評価一般競争入札方式である。

共同企業体の構成員は自主結成方式とし、「5 競争入札参加資格」に掲げる条件を満たす分担方式又は共同方式及び分担方式の併用型とする。

2 事業の目的

本事業は、「安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給を担う、中四国地方の拠点市場」とのコンセプトを踏まえた市場施設の整備を行うとともに、余剰地を活用した物流施設の一体的な整備及びにぎわいの創出を目指すことを目的とする。

3 事業概要

(1) 事業名

広島市中央卸売市場新中央市場整備事業

(2) 事業場所

広島市西区草津港一丁目

(3) 事業期間

本契約の締結日から令和15年3月31日まで

（ただし、余剰地活用事業については、定期借地権設定の日から30年以上50年未満とする。）

(4) 事業方式

本事業では、市場施設の整備については、建設期間の短縮、建設コストの低減及びにぎわいの創出に民間のアイデアやノウハウの活用が期待できるデザインビルド方式（設計施工一括）で実施する。また、余剰地の活用については、市場との連携によって相互便益が生まれ、流通機能の向上につながる施設を整備・運用するよう、定期借地権を設定し、受注者に貸し付ける方法で実施する。

(5) 本事業の範囲

本事業の範囲は以下のとおりとし、詳細は、要求水準書の全体所掌区分表を参照すること。

ア 市場施設整備事業

(ア) 設計業務

(イ) 工事監理業務

(ウ) 施工業務（仮設建築物含む。）

(エ) 解体業務

(オ) 移転業務（既存施設から仮設建築物への移転に限る。）

イ 余剰地活用事業

応募事業者グループは、本事業用地の一部に本市が設定する定期借地権の目的である土地を借り受ける前提で、本件入札において当該土地における施設の整備・運営等に係る技術提案を行う。その上で、自らが行った提案に基づく施設を自らの負担において整備し、所有するとともに、当該施設の維持管理・運営をする事業（以下「余剰地活用事業」という。）を実施する。余剰地活用地における余剰地活用施設の整備条件等は、要求水準書に示すとおりである。

また、敷地面積は、30,000㎡以上とし、貸付料については、落札者決定後に提案を基に、広島市財産条例（昭和39年広島市条例第8号）（以下「市財産条例」という。）に基づき土地の評価を改めて算定し、その算定額と提案額の内、高い価額とする。なお、令和4年11月時点の市財産条例に基づき算出した参考価額（土地の評価額×4%÷12）は、191円/㎡・月である。この参考価額を下限とし提案をすること。

公正証書による契約締結時の評価の方法については、事業用定期借地権設定のための覚書（案）第25条に記載する締結日の直近の固定資産税評価額を基に評価を行う。

締結日以降の貸付料の改定方法については、事業用定期借地権設定のための覚書（案）に示すとおりである。

連帯保証人については、事業用定期借地権設定のための覚書（案）に示すとおりである。なお、公正証

書による契約の締結日に、極度額については再度定めるものとする。

(6) 予定価格

51,858,535,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(7) その他

本事業における施工業務及び解体業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

4 選定スケジュール

日 程	内 容
令和5年 2月24日	公告、入札説明書の交付
2月24日～3月7日	入札説明書等に関する質問の提出期間 競争的対話実施申込の提出期間
3月15日（予定）	入札説明書等に関する質問への回答の公表
3月17日	競争的対話協議事項提出期限
3月31日（予定）	競争的対話の実施
5月1日～5月24日	一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
6月 2日（予定）	一般競争入札参加資格確認の結果の通知
6月12日～6月20日	技術提案書の提出期間
7月12日（予定）	第1回プレゼンテーションの実施（場内関係事業者が出席予定）
7月14日（予定）	技術提案書の改善指示及びVE提案の採否の通知
7月25日（予定）	改善された技術提案書及び入札書等の提出期限
7月26日（予定）	開札
7月28日（予定）	第2回プレゼンテーションの実施（場内関係事業者が出席予定） 候補者の選定
8月上旬（予定）	落札者決定の通知 基本協定の締結、事業仮契約の締結 事業用定期借地権設定のための覚書の締結
9月下旬（予定）	事業本契約の締結

5 競争入札参加資格

(1) 本事業は、以下の業務を行う者により任意かつ自主的に結成された応募事業者グループが参加可能である。

ア 市場施設の設計業務、工事監理業務、施工業務（仮設建築物を含む。）、解体業務、移転業務（既存施設から仮設建築物への移転に限る。）を行う者で次に掲げる条件を満たしている任意かつ自主的に結成された2者以上の構成員による共同企業体（以下「共同企業体」という。）

イ 余剰地活用事業を行う者で次に掲げる条件を満たしている事業者又は SPC（以下「余剰地活用事業者」という。）

ウ 共同企業体の構成員は、以下の（3）から（5）に掲げる条件を全て満たしていること。

エ 余剰地活用事業者は、以下の（3）及び（4）並びに（6）に掲げる条件を全て満たしていること。

(2) 応募事業者グループの構成等

ア 応募事業者グループの代表企業は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に代表者欄に企業名を明記し、必ず代表企業が手続を行うとともに、本市との対応窓口となること。また、代表企業は、落札者となった場合の契約協議等、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、共同企業体協定書（様式13）を参照すること。

イ 代表企業は、分担方式又は共同方式及び分担方式の併用型いずれも施工業務を行う者（以下「施工企業」という。）とし、共同方式のうち施工企業が2者以上の場合にあつては、出資比率が構成員中最も高い者とする。また、分担方式による場合は、分担比率（金額比率）が構成員中最も高い者とする。

ウ 共同企業体のうち、施工企業にあつては、構成員の数は1者以上3者以下とし、設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）及び工事監理を行う者（以下「工事監理企業」という。）の構成員の数は任意と

する。

エ 共同企業体の構成員が2者以上となる場合であって、共同方式による場合の構成員の出資比率は次の要件を満たしていること。

(ア) 代表企業の出資割合は、入札金額の50%を上回るものとする。

(イ) 代表企業でない各構成員の出資割合は、次のとおりとする。

a 施工企業の場合、入札金額の30%以上とする。

b 施工企業の場合、入札金額の20%以上とする。

c 設計企業及び工事監理企業については、最低出資割合は設けない。

※ なお、同一の者が複数の応募事業者グループの構成員として入札に参加することはできない。

(3) 応募事業者グループの各構成員の共通資格条件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年規則第28号)第2条の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」という。)の規定による清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)(以下「破産法」という。)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)(以下「会社更生法」という。)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)(以下「民事再生法」という。)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)

(イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

(ウ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令(昭和45年法律第137号)等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善の指導・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの。

ウ 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分(本件入札に参加し、又は本事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 広島市税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 施工企業にあつては、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること(ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。)

詳細は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

キ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定により選定できない者でないこと。

(ア) 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(3号イ)

(イ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者(3号ウ)

(ウ) 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(3号エ)

(エ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3号オ)

(オ) 建築一式工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績(1月から3月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。)が60点未満である者(5号ア)

ク 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第2号イからオまでの規定により選定できない者でないこと。

(ア) 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(2号イ)

(イ) 企業実態調査実施要領(平成11年4月1日施行)に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者(2号ウ)

- (ウ) 参加資格確認日の前1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(2号エ)
- (エ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(2号オ)
- ケ 広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務及び新中央市場整備事業契約締結等支援業務の受託者(㈱山下PMC)又は当該受託者と資本的關係若しくは人的關係がある者でないこと。
- コ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会の委員又は当該委員が所属する者
 - (イ) 前記(ア)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として關係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- サ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。

(4) 資本的關係及び人的關係

- ア 次の關係にある会社が、異なった応募事業者グループの構成員として本事業の入札に重複して参加していないこと。
 - (ア) 資本的關係に関する事項
 - a 親会社等と子会社等
 - b 親会社等が同一である子会社等
 - (イ) 人的關係に関する事項
 - a 代表権を有する者が同一である会社等
 - b 役員等に兼任がある会社等(一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を兼任している場合を含む。)
 - c 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の關係にある会社等
 - (ウ) 複合的關係に関する事項
 - 前記(ア)及び(イ)が複合した關係にある会社等
 - (エ) その他(前記(ア)、(イ)又は(ウ)と同視し得る關係が認められる場合)
 - a 本店、支店等の營業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - b 社員が他の会社等の事務や營業に関わっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - c 組合とその構成員
 - d 共同企業体とその構成員
 - e その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- イ 前記アの(ア)から(エ)までのいずれかに該当することが判明した場合、關係のある者が本件入札に参加したときは、これらの者が構成員となっている応募事業者グループが行った入札を全て無効とする。ただし、1の応募事業者グループを除いて關係のある他の応募事業者グループが全て入札を辞退した場合は、残りの1の応募事業者グループは入札に参加できる。

(5) 共同企業体の構成員の資格

設計、施工及び工事監理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとするが、工事監理企業は、本事業の施工企業ではないこと又は本事業の施工企業と資本的關係若しくは人的關係がある者でないこと。

また、現時点において広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者又は広島市建設工事競争入札参加資格者に登録されていない企業の登録手続き方法については、「23 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加」による。

ア 設計企業の資格

設計企業は、次に掲げる(ア)から(エ)の要件を満たすこと。ただし、(ウ)及び(エ)の要件は、共同企業体において設計業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

- (ア) 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されているものであること。
- (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)(以下「建築士法」という。)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ウ) 平成19年4月1日以降に元請として完成、引渡し完了した、床面積10,000㎡以上の卸売市場、倉庫業を営む倉庫(多層式で食品用冷蔵施設を含むもの)又は食品加工工場の新築又は増築(増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。)の設計業務の実績を有すること(設計共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。)
- (エ) 管理技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用關係にある者で、かつ一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用關係にあ

るものであって、「(7) 共同企業体の配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を事業期間（市場施設の建設工事が完了するまでの期間）を通して配置でき、また、事業期間のうち設計期間中（全ての実設計図書の確認が完了するまで）は専任で配置できること。

イ 施工企業の資格

施工企業は、次に掲げる（ア）から（カ）の要件を満たすこと。

- (ア) 構成員は3者までとし、それぞれ令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として工事の種類が建築一式工事で認定されている者であること。
- (イ) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値が建築一式工事において、1,200点以上の者であること。ただし、代表企業以外の構成員にあつては、900点以上の者であること。
- (ウ) 代表企業は、平成19年4月1日以降に元請として完成、引渡し完了した、床面積10,000㎡以上の卸売市場、倉庫業を営む倉庫（多層式で食品用冷蔵施設を含むもの）又は食品加工工場の新築又は増築（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）の施工実績を有すること。
また、代表企業以外の構成員は、平成19年4月1日以降に元請として完成、引渡し完了した、床面積5,000㎡以上の建物新築工事又は増築工事の施工実績を有すること。
ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20%以上のものに限る。
- (エ) 監理技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、施工企業と直接的かつ恒的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）がある者を専任で配置できること（本体工事の施工に着手するまでの期間（本体工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。）。
- (オ) 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に代表企業と直接的かつ恒的な雇用関係があるものを配置できること。なお、現場代理人と監理技術者は、兼ねることができる。
- (カ) 全ての施工企業の構成員が、本事業の施工業務に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定するものとする。なお、本事業の施工業務は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。監理技術者を配置するときは、代表企業は監理技術者を配置できること。

ウ 工事監理企業の資格

工事監理企業は、次に掲げる（ア）から（エ）の要件を満たすこと。ただし、（ウ）及び（エ）の要件は、共同企業体において工事監理業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

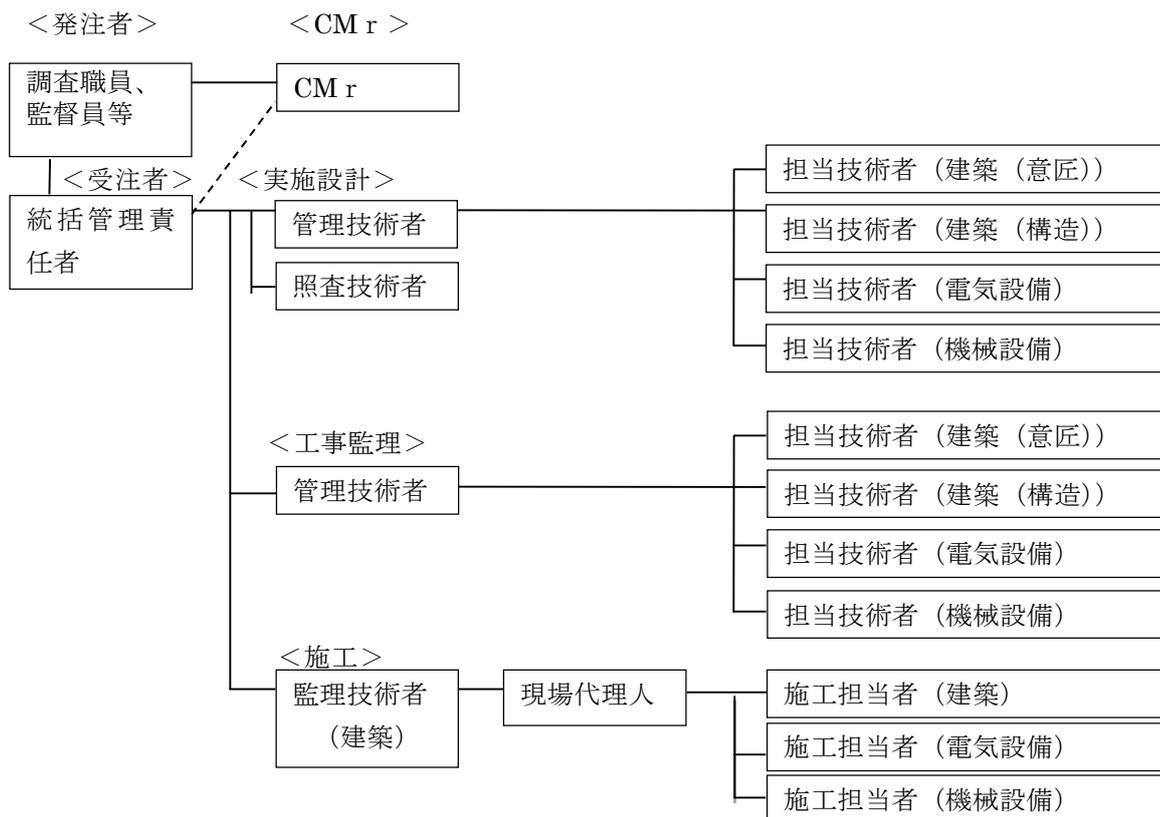
- (ア) 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されているものであること。
- (イ) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ウ) 平成19年4月1日以降に元請として完成、引渡し完了した、床面積10,000㎡以上の卸売市場、倉庫業を営む倉庫（多層式で食品用冷蔵施設を含むもの）又は食品加工工場の新築又は増築（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）の工事監理業務の実績を有すること（工事監理共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。
- (エ) 管理技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、工事監理企業と直接的かつ恒的な雇用関係にある者で、かつ一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用関係にあるものであって、「(7) 共同企業体の配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を施工業務の期間中に専任で配置できること。

(6) 余剰地活用事業者の資格

余剰地活用事業者は、次に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の企業が共同で行う場合にあつては、いずれかの企業が満たすこと。

平成19年4月1日以降に一般競争入札参加資格確認申請書の受付締切日までの間において完成、引渡し完了した、延べ面積10,000㎡以上の施設開発（本事業において応募事業者グループが提案する施設用途に類似した用途であること。）に不動産開発事業者（施行者・都市計画提案者又はこれに準ずる立場）として関与した実績を有すること。

(7) 共同企業体の配置予定技術者の資格
事業期間の実施体制を下図に示す。



※CM r (設計・施工マネジメントを行うコンストラクションマネジャー)

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、特記無き限り、複数業務の兼任は認めない。ただし、設計業務の担当技術者が、工事監理業務の管理技術者又は担当技術者を兼ねることを認めるが、施工企業に属する者が、工事監理業務を行うことは認めない。

統括管理責任者については、市場施設の建設工事が完了するまでの期間及び余剰地活用施設整備完成まで配置すること。

ア 統括管理責任者の資格

統括管理責任者は、事業全体の進捗管理や、設計業務、工事監理業務及び施工業務等の取りまとめを行うこと。また、受注者の窓口として統括管理責任者は、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うことが求められる。

統括責任者は、次の要件を満たすこと。

応募事業者グループの代表企業と雇用関係がある者であること。

イ 管理技術者（実施設計）の資格

管理技術者は、次に掲げる（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。なお、管理技術者は、施工企業の監理技術者及び現場代理人並びに管理技術者（工事監理）を兼ねることはできないが、担当技術者を兼ねることができる。

（ア）建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

（イ）「(5) 共同企業体の構成員の資格」の「ア 設計企業の資格」の（ウ）に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日及び規模の数値は求めない。）。

ウ 照査技術者（実施設計）の資格

照査技術者は、次に掲げる要件を満たすこと。

建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

エ 実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（意匠））の資格

実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（意匠））は、次に掲げる要件を満たすこと。

建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

オ 実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（構造））の資格

実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（構造））は、次に掲げる要件を満たすこと。

建築士法第10条の3第1項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有するものを配置できること。

- カ 実施設計及び工事監理の担当技術者（電気設備・機械設備）の資格
実施設計及び工事監理の担当技術者（電気設備・機械設備）は、次に掲げる要件を満たすこと。
建築士法第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有するものを配置できること。
- キ 管理技術者（工事監理）の資格
管理技術者（工事監理）は、次に掲げる要件を満たすこと。
建築士法第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。
- ク 監理技術者（施工）の資格
監理技術者は、それぞれ次に掲げる（ア）から（ウ）の要件を満たすこと。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。
（ア）建築士法 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士又は建設業法第 27 条に基づく一級建築施工管理技士の資格を有するものを配置できること。
（イ）過去、以下の工事に従事した実績
「（5）共同企業体の構成員の資格」の「イ 施工企業の資格」の（ウ）に掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。）
（ウ）監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ケ 現場代理人
現場代理人は、「（5）共同企業体の構成員の資格」の「イ 施工企業の資格」の（オ）の規定による。
- コ 施工担当者
施工担当者（建築）、施工担当者（電気設備）及び施工担当者（機械設備）を配置すること。
なお、施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）については、兼任を認める。
- （8）管理技術者等の変更
原則として、統括管理責任者、管理技術者、監理技術者は事業期間終了まで変更することはできない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由がある場合は、発注者との協議により変更することを妨げない。

6 入札説明書等の閲覧及び交付

- （1）入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び様式集（以下「入札説明書等」という）の閲覧及び交付の期間入札公告の日から令和 5 年 5 月 24 日まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）
- （2）入札説明書等の閲覧及び交付の方法
広島市のホームページよりダウンロードできる。
ただし、入札説明書等以外の添付資料については、「21 本事業の内容に関する問合せ先」にて DVD-R で配付するため、受領を希望する者は、添付資料受領申請書（様式 1）を記入の上、「21 本事業の内容に関する問合せ先」に持参すること。
また、「21 本事業の内容に関する問合せ先」においても閲覧することができる。

7 入札説明書等に関する質問及び回答

- （1）質問書の提出期間、場所及び方法
提出期間： 公告の日から令和 5 年 3 月 7 日まで（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）
提出場所： 「21 本事業の内容に関する問合せ先」に同じ
提出方法： 質問書（様式 2）に記入の上、提出期間内に、郵送（期間内必着）、メール又は F A X により提出すること。
- （2）質問書に対する回答期間及び方法
ア 回答書の閲覧及び交付の期間
令和 5 年 3 月 15 日から令和 5 年 6 月 20 日まで（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）
イ 回答書の閲覧及び交付の方法
広島市のホームページよりダウンロードできる。
また、「21 本事業の内容に関する問合せ先」においても閲覧及び交付を行う。
- （3）その他
ア 本事業に係る質問以外には、回答しない。
イ 質問に対する回答は、全ての質問を取りまとめて回答する。なお、回答に当たっては、質問者の特殊な

技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

8 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本事業の本入札に参加を希望する応募事業者グループは、一般競争入札参加資格確認申請書及び「5 競争入札参加資格」に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類（以下「申請書等」という。）を提出期間内に提出すること。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法等

提出期間：令和5年5月1日から令和5年5月24日まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）

提出場所：「22 本事業の入札手続等に関する問合せ先」に同じ。

提出方法：申請書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書に関する提出書類

以下の書類を全てA4判にて1部作成し、提出すること。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（WTO用）（様式3）
- イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ウ 応募事業者グループ体制一覧（様式4）
- エ 施工実績調書（様式5）
- オ 業務実績調書（様式6）
- カ 施設開発実績調書（様式7）
- キ 配置予定技術者等調書（設計・工事監理）（様式8の1）
- ク 配置予定技術者等調書（工事施工）（様式8の2）
- ケ 資本的関係・人的関係調書（様式9）
- コ 共同企業体資格審査申請書（様式11）
- サ 委任状（様式12）
- シ 共同企業体協定書（様式13）
- ス 承諾書（様式14）
- セ 委任状（各構成員用）（様式15）

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成にあたっての留意点

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（WTO用）（様式3）

(ア) 「業者コード」及び「認定職種」欄には、本市から既に通知済みの、入札公告に記載した入札参加条件の「資格」において記載した年度の広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に従い記入すること。なお、施工企業は他の構成員に、広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書の写しを送付すること。

「総合評定値」欄には、入札公告において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値等を競争入札参加資格としている場合は、記載した条件に該当していることを確認できる申請書等提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された総合評定値を記載すること。

「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するものに○印をすること。

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

なお、入札参加条件の「等級区分等」において、総合評定値の点数を条件としている場合や「年間平均完成工事高」において、年間平均完成工事高の条件がある場合は、同じく資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにより確認する。施工企業の構成員全てについて添付すること。

ウ 応募事業者グループ体制一覧（様式4）

応募事業者グループとなるすべての事業者及び配置予定技術者を記入すること。

エ 施工実績調書（様式5）

(ア) 施工企業となる共同企業体の構成員ごとに作成すること。

(イ) 入札公告に記載した入札参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（最高2件まで）すること。

入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていなければならない。

(ウ) 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第2条別表第1の建設工事の種類で記載（該当する職種があるものは✓印）すること。

(エ) 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報

システム（CORINS）」に竣工登録している工事内容（以下「竣工登録の登録内容確認書（工事実績）」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工登録の登録内容確認書（工事実績）の写しを添付することができない（CORINS登録対象工事以外）場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図等も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。）。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによる。

a 施工実績証明書

(a) 工事監理を行った者が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可）

※ 工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。

(b) 上記（a）が提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可）

b 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

（文例）「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名押印があるもの。

a、bのいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

（文例）「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあつた場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」（記名）

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（竣工登録の登録内容確認書（工事実績）の写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

※ 平成18年6月1日以降に完了した本市の工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

オ 業務実績調書（様式6）

(ア) 設計企業、工事監理企業となる共同企業体の構成員ごとに作成すること。

(イ) 入札公告に記載した入札参加条件の会社の業務実績に該当する業務のうち、代表的な業務を記載（最高2件まで）すること。

入札公告で特に明記していない限り、1件の業務で条件を満たしていなければならない。

(ウ) 記載された業務実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計実績情報サービス（TECRIS）」に登録されているデータ（以下「業務カルテ」という。）の写しを添付すること。業務カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした業務実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計書及び仕様書等（以下「設計書等」という。）も併せて添付すること。民間業務の場合も同じ。）。

(エ) 民間業務の場合の証明方法は、次のa又はbによることとし、元請として受注したことが明記されているものに限る。

a 発注者が発行した実績証明書（写し可）

b 契約書（これに類するものを含む。）の写しに、次の事項が記載してあるもの。

発注者による原本確認及び業務完了確認があるもの。

（文例）「この契約書の写しは原本に相違なく、当該契約の相手方が元請人として契約書の内容どおり業務完了されたことに相違ありません。」という旨の発注者による記名押印があるもの。

a、bいずれの場合も、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

（文例）「当該証明事項について、万一、事実と相違するものがあつた場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」（記名）

(オ) 会社の業務実績が設計共同体によるものである場合には、申請者が当該設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（業務カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

カ 施設開発実績調書（様式7）

（ア）余剰地活用事業を複数の企業で共同で行う場合は、企業ごとに作成すること。

（イ）入札公告に記載した入札参加条件の企業の施設開発実績に該当する開発のうち、代表的な施設開発実績を記載（最高2件まで）すること。

入札公告で特に明記していない限り、1件の施設開発実績で条件を満たしていなければならない。

（ウ）記載された施設開発実績の確認資料として、契約書等の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施設開発実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、仕様書等も併せて添付すること。）

キ 配置予定技術者調書等（様式8の1、様式8の2）

様式8の1、様式8の2の配置予定技術者調書を提出すること。共同企業体の構成員ごとに作成すること。

申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

また、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

監理技術者を配置する時は、代表企業が監理技術者を配置すること。

なお、契約締結日までの間において、入札公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を配置できないときは、契約締結をすることができないため、「25 その他」の（9）に該当することとなるので注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

（ア）配置予定技術者について

a 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経営業務の管理責任者証明書」に記載した経営業務の管理責任者、「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は専任で配置することを求められている主任技術者及び監理技術者、特例監理技術者並びに監理技術者補佐にはなれない。

b 配置予定技術者は、入札公告に記載した入札参加条件の技術者に該当するもので次の事項を満たすものを記載すること。

（a）専任で配置することを求められている技術者については、他の工事に主任技術者、専任を要する監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないもの。

（b）申請書等提出日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書等提出日以前3か月以上の雇用関係にあるもの。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満となる場合の主任技術者又は監理技術者は、申請書等提出日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書等提出日の前日以前から雇用関係にあるもの

（イ）記載方法等について

a 予定下請契約金額（様式8の2）

予定下請契約金額欄には見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、予定下請予定総額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上の場合は、監理技術者を配置することになるので注意すること。

b 工事経歴（様式8の2）

技術者の施工経歴を入札公告において入札参加条件としている場合、記載等が必要となる。記載等は、次の点に留意し、8（3）エ（イ）に準じて行うこと。

（a）技術者に求める施工経歴は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。

（b）技術者に求める施工経歴の工事完了年月日は問わない（平成19年4月1日前でも構わない。）。

（c）技術者の施工経歴は次のとおり認める。

I 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した期間内に施工されていた工種のうち当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経歴として認める。

ただし、令和3年4月1日以降に契約締結をした工事に係る現場代理人については、原則全工事期間従事した場合に限り、当該工事で施工された工種を施工経歴として認める。

II 専門技術者又は担当技術者として従事した工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経歴として認める。

（ウ）添付書類

a 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

(a) 監理技術者資格者証の写し

表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。
また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。

(b) 技術検定合格証明書

b 技術者の雇用関係の確認

「6 入札説明書等の閲覧及び交付」の(2)の広島市のホームページよりダウンロードできる「入札に当たっての留意事項」についての「現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について(配布用)」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している書類を添付すること。

なお、本件は入札参加資格を開札日より前に確認するため、「現場代理人、主任(監理)技術者の雇用関係及び本人確認について(配布用)」のうち、主任(監理)技術者の雇用関係及び雇用期間の要件は、入札公告及び本入札説明書に記載するとおりとする。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QR コードがある場合について、その QR コードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

c 施工経験の確認

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、8 (3) エ (エ) に準じ、施工経験をj確認できる書類を添付すること。

(a) 竣工登録の登録内容確認書(工事实績)の写し。ただしこれを添付できない場合は、実績証明書又は契約書の写し

(b) 民間工事の場合は、実績証明書又は受注者が発注者(施主)に提出した技術者選任通知書等の写し

(c) 設計図等(入札参加資格を満たすことが判断できる図面)及び提出書類等(発注者へ提出した技術者届、工程表等)の写し

ク 資本的關係・人的關係調書(様式9)

(ア) 応募事業者グループの構成員ごとに作成すること。

(イ) 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること(記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者)。

a 資本的關係に関する事項

(a) 親会社等と子会社等

(b) 親会社等が同一である子会社等

b 人的關係に関する事項

(a) 代表権を有する者が同一である会社等

(b) 役員等に兼任がある会社等(一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を兼任している場合を含む。)

(c) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の關係にある会社等

c 複合的關係に関する事項

上記a及びbが複合した關係にある会社等

d その他(a、b又はcと同視しうる關係があると認められる場合)

(a) 本店、支店等の營業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

(b) 社員が他の会社等の事務や營業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等

(c) 組合とその構成員

(d) 共同企業体とその構成員

(e) その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

(ウ) この書類を提出したことにより、(イ)のいずれかに該当することが判明した場合、關係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者が行った入札を全て無効とする。ただし、1の共同企業体を除いて他の共同企業体が入札を辞退した場合、残りの1の共同企業体は入札に参加できる。

ケ 広島市税の納税証明書(写し)

「令和〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の

記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」(広島市のホームページに掲載)を参照すること。

なお、構成員全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

資格確認申請書提出日が令和4年4月26日の場合 ⇒ 令和4年1月26日以降の証明年月日のもの
また、広島市に納税義務がない方は、申立書(様式10)を提出すること。

コ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写しを添付すること。(電子納税証明書(XML形式)は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書(PDF形式)が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出すること。)(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>を参照すること。なお、構成員全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限についてはケの例を参照のこと。

サ 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

施工企業の構成員全てについて添付すること。

証明書類等の詳細については、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

(ア) 加入していることの確認

- a 各保険の加入状況を確認するためには、申請書等提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。
- b 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、広島市のホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- c なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」(社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり)を提出すること。

(イ) 未納がないことの確認

- a 直前2年間の保険料を対象(加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象)とし、その期間未納がないことの証明書の写し(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)を提出すること。なお、労働保険(雇用保険)の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。
- b 証明書によらない場合等その他の確認方法については、広島市のホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- c なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

※ 証明書の有効期限についてはケの例を参照のこと。

シ その他必要となる添付書類

その他入札公告等で必要とされた書類を添付すること。

(4) 共同企業体資格審査申請書等の作成にあたっての留意点

次により、本事業に係る共同企業体を結成し、共同企業体資格審査申請書(様式11)、委任状(様式12)、共同企業体協定書(様式13)、承諾書(様式14)及び委任状(各構成員用(必要な場合のみ。))(様式15)(以下「共同企業体申請書等」という。)を作成(袋綴じ)の上、必要部数作成すること。

【作成部数】共同企業体の構成員の数に加えて、広島市提出用1部を加えること

なお、共同企業体の各構成員は、共同企業体申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、委任状(様式12)及び共同企業体協定書(様式13)のページに捨印をそれぞれ押印すること。

注意事項

ア 代表者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の当該工種に係る総合評定値は、他の構成員の同総合評定値を下回らないこと。

イ 共同企業体の名称はできるだけ簡略化すること。

(例) 構成員が「(株)〇〇建設」と「(株)△△組」の場合

(共同企業体の名称) 「〇〇・△△共同企業体」(28文字以内とすること)

※ 構成員の数が3者以上の場合もこれに準じた名称とすること。

- ウ 同一者が2以上の共同企業体の構成員として入札参加できない。
- エ 共同企業体は共同企業体申請書等の提出日までに成立していなければならないので、各様式の作成年月日（様式13の第4条中、共同企業体成立年月日も含む。）は、入札公告の日以後で共同企業体申請書等の提出日までのなるべく早い日とすること。

(5) その他の留意点

契約担当課では、提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し受理するが、後日書類を精査し所定の手続を経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

また、共同企業体が申請書等及び共同企業体申請書等の提出後、共同企業体の構成員の一部について、会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に定める措置要件の対象になる等やむを得ない理由により共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は、「8 一般競争入札参加資格確認申請書の提出」に記載した期限にかかわらず、代わる構成員を補充、又は脱退する構成員を除外して新たに共同企業体を結成した上で、改めて申請書等及び共同企業体申請書等を提出することができる。

この場合の申請書等及び共同企業体申請書等の提出期限は、一般競争入札参加資格確認の結果の通知の予定日の前日までとし、改めて申請書等及び共同企業体申請書等が提出された場合は、現に提出されている申請書等及び共同企業体申請書等は無効とする。

なお、改めて提出された申請書等及び共同企業体申請書等に対する一般競争入札参加資格確認の結果の通知は、入札公告の3(12)アに記載した入札日までに行うこととする。

9 一般競争入札参加資格の確認

申請書等を提出した応募事業者グループについて、一般競争入札参加資格の有無を確認し、その結果を応募事業者グループの代表企業に対して、令和5年6月2日（予定）に書面により通知する。

なお、参加資格を有していることが確認できた応募事業者グループを参加資格保有者とする。

10 一般競争入札参加資格確認申請書提出後の辞退

申請書等の提出を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出を行った後においては、当該事業の入札を辞退することはできない。

入札を辞退する場合は、辞退届（様式16）を、「22 本事業の入札手続等に関する問合せ先」の契約担当課へ提出すること。

11 競争的対話の実施方法等

入札説明書等に関する質問回答に加え、応募事業者グループの本事業に対する理解をより深め、応募事業者グループの創意工夫を引き出すとともに、技術提案書類作成の検討の方向性や具体化への一助とすることを目的に「競争的対話」を実施する。

なお、「競争的対話」は、実施を希望する者に対して行うものとする。

(1) 競争的対話の実施日、場所及び参加者等

実施日： 令和5年3月31日（予定）

実施場所： 経済観光局中央市場（予定）

参加者等： 参加できる人数は、応募事業者グループに所属する者で、10名以内とする。

なお、正式な日時及び実施場所は、応募事業者グループごとに連絡する。

(2) 競争的対話の対象及び方法

競争的対話は本事業の提案に関する全般な事項を対象とし、応募事業者グループごとに対面による質問応答形式により実施する。

(3) 申込方法

競争的対話の実施希望者は、競争的対話実施申込書（様式17）及び競争的対話協議事項（様式18）（以下「申込書等」という。）を、次のとおり提出すること。

提出期間： 競争的対話実施申込書（様式17）は、令和5年2月24日から令和5年3月7日までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）とし、競争的対話協議事項（様式18）は、令和5年2月24日から令和5年3月17日までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）とする。

提出場所： 「21 本事業の内容に関する問合せ先」に同じ

提出方法： 提出部数は1部とする。

また、競争的対話協議事項（様式18）の電子データを格納したCD-Rを1部提出すること。

(Microsoft Excel データ形式で提出すること。)

なお、申込書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(4) 競争的対話における公平性の確保と内容の公開

本市は、競争的対話の実施の有無により、提案時における応募事業者グループ間の優劣が生じることがないように、公平性の確保に十分留意する。競争的対話実施者との対話内容は、応募事業者グループの権利、競争上の地位及び正当な利益を害することを防ぐため、公表の対象としない。ただし、競争的対話の結果により、発注資料の変更等が生じる場合には、速やかに広島市のホームページ等にて公表する。

12 技術提案書の提出

参加資格保有者は、技術提案書（VE 提案書を含む。）を提出すること。

なお、提出期間内に提出しない者は辞退したものとみなす。

(1) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間： 令和5年6月12日から令和5年6月20日までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）

提出場所： 「21 本事業の内容に関する問合せ先」に同じ。

提出方法： 技術提案書の提出に当たっては、技術提案提出届（様式19）と併せて提出すること。

なお、技術提案書は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 技術提案書の提出書類

以下の書類をすべて片面印刷し、A3サイズのファイルに綴じて提出すること。特記なきものは、A3サイズにて作成すること。

なお、提出部数は正本1部、副本30部とする。併せて、提出書類の電子データを格納したCD-Rを1部提出すること。

また、「イ 技術提案書、ウ 技術提案書 参考資料、エ VE 提案書」には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募事業者グループを特定できる表現は不可とする。

ア 技術提案提出届（様式19）（A4版にて作成すること。）

イ 技術提案書（様式20）

作成枚数は、落札者決定基準 表2 技術提案書 評価基準に示したとおりとする。

ウ 技術提案書 参考資料（任意書式）

参考資料として、以下の資料を添付すること（余剰地活用事業についても含めること）。なお、これらの資料は、提案の実現性、根拠の確認及び計画イメージへの理解を深めるためのものであり、評価の対象としては扱わない。

(ア) 鳥瞰パース（2枚以内）

(イ) 外観パース（2枚以内）

(ウ) 内観パース（2枚以内）

(エ) 計画図面

a 計画概要及び面積表（1枚）

b 配置図（1枚）

縮尺1/2,000にて作成すること。

c 各階平面図（各階1枚）

縮尺1/2,000以上で作成すること。

d 立面図（2枚）

縮尺1/2,000以上で東面、西面、南面及び北面4面作成し、主要な外部仕上げを記載すること。

e 断面図（1枚）

縮尺1/2,000以上で、東西面及び南北面の2面を作成すること。

f 主要部分の仕上表（1枚）

g 構造計画概要

h 設備計画概要

(オ) 工事ステップ計画図（ローリング計画図）・総合仮設計画図

工事ステップごとに、工事範囲、場内事業者の動線や工事車両の動線、駐車場台数等が分かるように記載すること。また、工事ステップごとの仮設計画図の概要を示すこと。（工事ステップ図内に分かりやすく示すことも、別図にて作成することも可とする。）

(カ) 総合工程表（1枚）

工事ステップごとに着工日、竣工引渡し日、供用開始日を記載すること。

エ VE 提案書

(ア) 総括表（様式21の1）

(イ) VE 提案説明資料（様式21の2）

(ウ) VE 提案における留意事項

VE (Value Engineering) とは、機能を低下させずにコストを低減できる手段又はコストを上げずに機能を向上させる手段を採用することにより、コスト縮減や機能・品質の向上を図る取組みである。本提案は本事業に関わる全ての項目とするが、要求水準書の内容を逸脱する提案は認めない。

13 技術提案書の改善指示及びVE提案の取扱い

(1) 技術提案書の改善指示

技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた提案になると認められる場合や一部の不備を解決できると判断した提案については、参加資格保有者に内容を確認した上で、必要に応じて改善指示を行う。

(2) VE 提案の採否

提出されたVE提案は、第1回プレゼンテーションを踏まえ、各VE提案の採否を判断する。

(3) 通知

本市は、技術提案書の改善指示及びVE提案の採否判断の結果を参加資格保有者に通知する（令和5年7月14日予定）。

通知は、参加資格保有者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、参加資格保有者の技術提案書ごとに判断し、通知する。

また、技術・工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

14 改善された技術提案書等の提出

参加資格保有者は、技術提案書の改善指示及びVE提案の採否に関する通知を踏まえ、改善された技術提案書、入札書、工事費内訳書を提出すること。

なお、提出期間内に提出しない者は辞退したものとみなす。

(1) 改善された技術提案書、入札書、工事費内訳書の提出期間、場所及び方法

提出期間： 令和5年7月25日の午後4時まで

提出場所： 入札書及び工事費内訳書は、「22 本事業の入札手続等に関する問合せ先」の契約担当課へ提出し、改善された技術提案書は「21 本事業の内容に関する問合せ先」の事業担当課へ提出すること。

提出方法： 改善された技術提案書の提出に当たっては、改善された技術提案提出届（様式22）と併せて提出すること。

なお、改善された技術提案書は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 改善された技術提案書等の提出書類

以下の書類をすべて片面印刷し、A3サイズのファイルに綴じて提出すること。特記なきものは、A3サイズにて作成すること。

なお、提出部数は正本1部、副本30部とする。ただし、「オ 入札書」「カ 工事費内訳書」の提出は1部で良い。併せて、提出書類の電子データを格納したCD-Rを1部提出すること（「カ 工事費内訳書」はMicrosoft Excel データで提出すること。）。

また、「ウ 改善された技術提案書、エ 改善された技術提案書 参考資料」には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募事業者グループを特定できる表現は不可とする。

ア 改善された技術提案提出届（様式22）

イ 要求水準書に関する誓約書（様式23）

ウ 改善された技術提案書（様式24）

エ 改善された技術提案書 参考資料（任意書式）

オ 入札書（様式25）（A4版にて作成すること。）

カ 工事費内訳書（様式26）（A4版にて作成すること。）（別途、任意書式にて、明細を作成すること）

キ 提案概要資料（様式27）（2枚以内）

（落札者の選定結果・選定過程を公表する際に、全ての技術提案書提出者の提案内容を公表する際に使用するものであり、記載内容は参加資格保有者の判断によるものとする。）

なお、ウ、エは、「12 技術提案書の提出」にて提出し、第1回プレゼンテーションを経て改善したものを、変更が無い書類を含めて提出すること。ただし、改善するのは、改善指示及び採用されたVE提案の内容のみとし、それ以外の加筆、修正等を行った場合は失格とする。

15 入札書等の提出の留意点

(1) 入札書

入札書については、本市所定の様式の入札書（様式25、記名及び押印すべき印鑑（届出した使用

印)を押印したもの。以下同じ。)のものを使用し、封筒(長形3号又は長形4号)に入れ、封筒の表に「広島市中央卸売市場新中央市場整備事業に係る入札書在中」及び応募事業者グループの代表企業を明記し、「メ」などで封字をした上、さらに封筒(角形2号等)に記名した工事費内訳書とともに封入し、「広島市中央卸売市場新中央市場整備事業に係る入札書等在中」と朱書きの上、応募事業者グループの代表企業を明記し、「メ」などで封字をし、「14 改善された技術提案書等の提出」に記載した日時までに「22 本事業の入札手続等に関する問合せ先」の契約担当課に郵送又は持参し提出すること。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書(様式26)は、他の入札参加者に知られないように自ら積算し、入札書に記載した入札金額に対応した(金額が一致している)ものとすること。

また、工事費内訳書が「工事費内訳書作成要領」の別記の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。

なお、作成名義は応募事業者グループの代表企業とすること。

(3) その他

提出された入札書及び工事費内訳書の撤回又は差替えは一切認めない。また、提出期限後に提出したものは、無効とする。

※ これらの条件に違反する入札は無効とすることがあるので注意すること。また、工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。

※ 入札会場では時間の制約もあることから提出された工事費内訳書をその場ですべて詳細に確認(検算を含む。以下同じ。)することは物理的に不可能であるため、詳細については事後に確認することになるが、その結果、記載漏れや計算誤りなどがあり、無効事由に該当すると判断した場合は、当該入札を無効とする。

16 プレゼンテーションの実施

参加資格保有者は、「19(8)イ 選定審議会の設置」に記載の選定部会に対し、技術提案書の提案内容の理解をより深めてもらうため、プレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションには、場内関係事業者も出席を予定している。

第1回プレゼンテーションは、本市、選定委員及び場内関係事業者が、各参加資格保有者の提案の理解を深めるために実施するものであり、審査の対象とはしないため、各参加資格保有者はその主旨に沿った提案内容の説明(プレゼンテーション)を行うこと。特に、市場運営に関わる計画提案などの内容について、出席する場内関係事業者にも分かりやすい説明を行うこと。プレゼンテーションの後、本市及び選定部会の委員と各参加資格保有者により対話形式での質疑応答を行い、本市及び選定部会の委員より、VE提案の内容を含めた提案内容の一部に対して改善を求める場合がある。

第2回プレゼンテーションは、審査の対象として実施するため、各参加資格保有者はその主旨に沿った提案内容の説明(プレゼンテーション)を行うこと。プレゼンテーションの後、選定部会の委員より審査・評価のための質疑を行う。

(1) 第1回プレゼンテーションの実施日、場所及び方法等

実施日 : 令和5年7月12日(予定)

実施場所 : 経済観光局中央市場(予定)

参加者等 : 参加できる人数は、参加資格保有者に所属する者で、10名以内とする。

なお、正式な日時及び実施場所は、参加資格保有者ごとに連絡する。

(2) 第2回プレゼンテーションの実施日、場所及び方法等

実施日 : 令和5年7月28日(予定)

実施場所 : 経済観光局中央市場(予定)

参加者等 : 参加できる人数は、参加資格保有者に所属する者で、10名以内とする。

なお、正式な日時及び実施場所は、参加資格保有者ごとに連絡する。

(3) プレゼンテーションの留意事項

ア 参加者については、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括管理責任者、管理技術者(実施設計)、監理技術者の3名は必ず出席すること。

イ プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル(A1版)やパワーポイント等によるスライドを使用することができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市において用意する。ただし、模型及び動画を使用したプレゼンテーションは不可とする。

ウ プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。

エ 技術・工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、プレゼンテーションに先立ち追

加資料の提出を求める場合がある。

17 入札（開札）日時及び場所

入札公告の3(12)に記載したとおり。

18 入札保証金及び契約保証金

入札公告の6(2)に記載したとおり。

本契約日までに契約保証金の納付、金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）に係る証書の提出をすること。

詳細は、広島市のホームページにて、「入札に当たっての留意事項」の「契約保証金の納付について」及び「変更契約に係る契約保証金の納付について」のとおり。

19 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書記載金額
落札者の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札の無効
入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する諸条件（入札公告及び入札説明書並びに諸法規等）に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札の中止
入札参加者の行為により、又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められたときは、入札を中止する。
- (5) 調査基準価格
設定しない。
- (6) 入札の回数
入札執行回数は、1回とする。
- (7) 開札の立会い
開札への立会いは求めない。開札の立会いは、応募事業者グループごとに構成員のいずれか1者につき1人を認める。
- (8) 落札者の決定方法
 - ア 候補者の選定方法
候補者の選定は二段階で実施する。一段階では、一般競争入札参加資格確認審査により入札書及び技術提案書等の提出者を決定する。提案審査では、入札価格と本事業に係る提案内容の審査を実施し、総合評価一般競争入札により候補者を選定する。
なお、「25 その他」等に該当し、候補者が無効となった場合、次に総合評価点が高い者を候補者として選定する。
 - イ 選定審議会の設置
審査に際しては、広島市公共施設整備等事業者選定審議会において設置する広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会（以下「選定部会」という。）で、入札参加資格の有無の確認及び応募事業者グループから提出された改善された技術提案書を審査する。

選定部会は以下の委員で構成される。

(敬称略)

体制	氏名	現職
部会長	わたなべ かずなり 渡邊 一成	福山市立大学都市経営学部 教授
副部会長	や の いずみ 矢野 泉	広島修道大学 学長
委員	きんだいち さやか 金田一 清香	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授
委員	すみくら ひであき 角倉 英明	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授
委員	そえじま くみ 副島 久実	摂南大学農学部 准教授
委員	つかい まこと 塚井 誠人	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授
委員	もりたか まさひろ 森高 正博	九州大学農学研究院農業資源経済学部門 准教授

ウ 委員への接触禁止

応募事業者グループが、本入札説明書の公表時から落札者決定までに、選定部会の委員に対し、審査に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は、応募事業者グループは失格とする。

エ 審査の方法

選定部会は、落札者決定基準に従って、提案内容の審査を行う。

オ 審査基準

審査基準については、落札者決定基準を参照すること。

カ 落札者の決定

市は、選定部会の選定結果をもとに落札者を決定する。

キ 落札者の公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに応募事業者グループに対して通知するとともに、広島市のホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

ク 選定部会事務局

選定部会の事務局は、「22 本事業の内容に関する問合せ先」とする。

20 落札者決定後の契約手続き等

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、落札者決定後、直ちに基本協定を締結するものとし、事業契約及び事業用定期借地権設定のための覚書の締結のために契約詳細の協議を実施する。基本協定の内容については基本協定書（案）、事業契約の内容については事業契約書（案）、定期借地権設定契約の内容については事業用定期借地権設定のための覚書（案）によるものとする。

(2) 仮契約の締結

市と落札者は、事業仮契約を締結する。

議会の議決を要する場合は、落札者と仮契約を締結するものとし、広島市議会の議決後に本契約を締結する。（仮契約締結時に、受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、共同企業体の構成員の全員）の法人の履歴事項全部証明書（写し可。各1部。発行（証明）年月日が落札決定日から3か月前の日以降のもの。）を提出する必要がある。）

ただし、仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、共同企業体の構成員の全員又は一の構成員）が次の場合には、本市は仮契約を解除することができる。

ア 受注者に著しく信義に反する行為があったことが明らかになったとき。

イ 受注者が共同企業体を結成している場合において、その構成員の脱退又は破産若しくは解散等により、本市が契約の履行が困難と認めたとき。

なお、ア又はイの場合に、仮契約を解除した場合においては、本市は受注者に対する一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(3) 特別目的会社（SPC）の設立

応募事業者グループのうち余剰地活用事業についてSPCでの提案を行った場合は、定期借地権設定契約の締結までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。なお、SPCは、登記簿謄本上の本社所在地を広島市内とすること。

提案時における出資者は、事業期間中、SPCの議決権株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(4) 定期借地権設定契約の締結

市と応募事業者グループ又はSPCは、応募事業者グループの提案に基づく余剰地活用施設の用地については、基本協定に基づいて事業用定期借地権設定のための覚書の契約を締結し、その後、余剰地活用施設の実施設計完了時（工事着工前）に定期借地権設定契約を締結する。

21 本事業の内容に関する問合せ先

担当部局(事業担当課)

〒730-0832 広島市西区草津港一丁目8番1号
広島市経済観光局 中央卸売市場 中央市場 新市場建設係
電話 082-279-2411 (ダイヤルイン)

22 本事業の入札手続等に関する問合せ先

担当部局(契約担当課)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局 契約部 工事契約課 (本庁舎15階)
電話 082-504-2280 (ダイヤルイン)

23 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

「5 競争入札参加資格」に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者又は広島市建設工事競争入札参加資格の認定を受けていない者も、「8 一般競争入札参加資格確認申請書の提出」により申請書等及び共同企業体申請書等を提出することができるが、本件入札に参加するためには、本市所定の申請書に必要な事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(1) 申請期間

入札公告の日から令和5年5月24日までの日（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書等の交付方法、提出場所及び問合せ先

ア 交付方法

申請書等の書面を提出する手続きとなるため、所定の申請書面等について後記イに確認すること。

イ 提出場所及び問合せ先

「22 本事業の入札手続等に関する問合せ先」の契約担当課に同じ。

(3) 提出方法

申請書及び添付書類は、前記(2)イの場所に持参するものとし、郵送又はFAXによる申請は受け付けない。

(4) 申請者の義務

申請者は、本市から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

24 工事費内訳書の作成・提出について

(1) 工事費内訳書

工事費内訳書は、以下に沿って作成すること。

ア 工事費内訳書の作成は提示の要求水準書及び「工事費内訳書作成要領」に基づいて行うこと。

イ 本入札では実施設計に先立ち要求水準書に基づき工事費内訳書を作成することから、入札説明書に記載されていない項目でも、要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきものについては、これまでの経験・実績を生かし、今回の実施設計範囲として見込み、その内容を工事費内訳書に記載すること。工事費内訳書に記載されていない項目についても、要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきものと判断される項目は、含まれているものと判断する。

ウ 工事費内訳書の作成に当たっては、全ての明細書の作成を求めものではないが、設計段階において、入札価格を上回らないよう実施設計を行うことが求められることから、その主旨に配慮して明細書の作成を行うこと。

エ 今回の工事費内訳書の作成に当たって、端数調整が必要な場合は諸経費（一般管理費等）にて行うこと。

(2) 設計後内訳書

実施設計完了時（工事着工前）に契約金額に対する詳細な参考内訳書（以下「設計後内訳書」という。）を、以下に沿って作成すること。工事段階のコスト管理は、設計後内訳書に沿って行う。

- ア 設計後内訳書を実施設計図書に基づいて作成し提出すること。
- イ 単価は、入札時の工事費内訳書に用いた単価を採用すること。入札時の工事費内訳書に示されていない新たな単価が生じた場合は、入札時の工事費内訳書の単価に準じて、市と受注者が協議の上、市が承諾した金額で単価設定を行うこと。
- ウ ただし、要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めないため、採用する単価について、市と受注者が協議の上、調整する可能性がある。

(3) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて

広島市建設工事請負契約約款第 25 条については、次の適用方針とする。

- ア 広島市建設工事請負契約約款第 25 条を適用する基準日は事業契約締結の日とする。
- イ 物価指数は、「建設物価調査会 『建設物価』」による「建築費指数・倉庫・広島」を基に本市が算出する指数を使用し、物価指数算出の起算日は事業本契約締結の日とする。
- ウ 工事費内訳書において、機材別で内訳を提出せず、一式にて提示された場合には、その工種等については請求の対象外とする。

なお、実施設計完了時（工事着工前）に設計後内訳書を作成するまでの間に、賃金又は物価の変動が想定される場合には、落札者は、入札金額を遵守できるよう最大限の努力をするものとする。この場合、落札者が自らの努力のみでは合理的に要求水準を満たすことができず、その変更が必要と認める場合、要求水準の変更についても提案を行い、本市と協議することも可とする。

25 その他

- (1) 入札参加者は、広島市契約規則、広島市建設工事競争入札取扱要綱、広島市建設工事請負契約約款及び要求水準書等その他契約条件に従い、入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しないこと。
- (4) 入札参加及び申請書等の作成等に要する費用は申請者（提出者）の負担とする。その他、入札参加者の行為により又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められ、入札を中止したときも、同様とする。また、提出された申請書等は返却しない。
- (5) 入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- (6) 提出された申請書等に虚偽の記載があった場合には、申請者（応募事業者グループの代表企業）に対し、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 申請書等の提出を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出を行った後においては、当該事業の入札を辞退することはできない。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (8) 「政府調達に関する協定」（1994年4月15日マラケシュで作成）第20条に定める苦情申立ての手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。
- (9) 落札決定後、契約を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく契約締結をしなかつたときは、競争入札参加資格を取り消す（3年間）。
- (10) 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札中止、訂正公告又は入札関係資料の修正を行うことがある。開札後又は落札決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わるなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし、落札者の決定の取消等を行う（この場合の費用の負担も（4）の場合と同様とする。）。契約締結後においても契約解除する場合がある。
また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続する。
- (11) 応募事業者グループの参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、落札者決定の日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。
- (12) 一般競争入札参加資格確認申請書により参加の意思を表明した応募事業者グループの構成員の変更は

「8 一般競争入札参加資格確認申請書の提出」による。

- (13) 応募事業者グループは、一般競争入札参加資格確認申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとす。
- (14) 提案等に係る必要な費用は、応募事業者グループの負担とする。
- (15) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類の返却
応募事業者グループより提出された書類は、返却しないものとする。
 - イ 著作権
本市が示した入札説明書等の著作権は本市に帰属し、その他の提出書類の著作権は各応募事業者グループに帰属する。
一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案書は、本手続以外に応募事業者グループに無断で使用しない。ただし、一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがある。
また、一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案書は、落札者の決定に係る作業に必要な範囲において、複製することがある。
 - ウ 特許権等
提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用したことにより生じた責任は、原則として応募事業者グループが負うものとする。
 - エ 提出書類の変更等の禁止
提出書類の変更、差し替え、再提出は、本市から指示する場合を除き、認めない。
 - オ 追加資料の提出
本市は、必要と判断した場合、追加資料の提出を要求することがある。
- (16) 本市が本事業に関して提供する資料は、本事業への提案に係る検討以外の目的で使用してはいけない。
- (17) 応募事業者グループは、1つの提案のみ行うことができる。
- (18) 一般競争入札参加資格確認申請書又は技術提案書の無効等
- ア 虚偽の内容が記載された一般競争入札参加資格確認申請書又は技術提案書は無効とし、落札者の決定に当たっては、これを取消す。
 - イ 一般競争入札参加資格確認申請書又は技術提案書が次の条件の一つでも該当する場合は失格となることがある。
 - (ア) 入札説明書等に定める条件に適合しないもの。
 - (イ) 提出期間、場所及び方法等に適合していないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - (オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (19) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時を使用する。
- (20) 契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位等について疑義が生じた場合には、本市と協議の上、決定する。
- ア 事業契約書、覚書
 - イ 質問回答書
 - ウ 要求水準書（別紙を含む。）
 - エ 技術提案書（ただし、技術提案書の内容が、質問回答書、入札説明書等で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）
- (21) 落札者の技術提案書の内容については、設計業務の過程において、本市との協議により具体的仕様その他を決定する。